平成２７年（フ）第４９３５号
大阪市住吉区苅田３丁目17番７号　第２武田マンション　２Ｂ号
債務者　森　　尚子
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第９７号
山口市維新公園５丁目９番Ｅ―105号
破産者　伊川　勝己
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７７号
大分市住吉町１丁目４番22号（後藤ビル401）
破産者　芝　　祐樹
1　決定年月日　平成28年１月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２７年（フ）第４４９９号
茨城県取手市上萱場512
破産者　飯田　賢二
1　決定年月日　平成28年１月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１７号
山口市泉都町５番25号
破産者　宮崎　　修
1　決定年月日　平成28年１月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第７号
兵庫県西宮市川添町10番12―102号
破産者　阪下　吉男
1　破産債権の届出期間　平成28年１月27日まで
2　一般調査期日　平成28年３月25日午前10時
平成27年12月28日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４１号
北海道帯広市西23条南３丁目56番地19
破産者　村瀬　　修
1　破産債権の届出期間　平成28年１月28日まで
2　一般調査期日　平成28年２月18日午後１時30分
平成28年１月５日
釧路地方裁判所帯広支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第１３号
山口県岩国市今津町３丁目18番９号、商業登記簿上の本店所在地山口県岩国市今津町３丁目10番７号
破産者　八百新酒類販売株式会社
異議申述期間　平成28年２月15日まで
平成28年１月５日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２０８２号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001号
清算株式会社　株式会社ケーエイチ商事
代表清算人　佐藤　英人
1　決定年月日　平成27年12月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２０２４号
東京都港区赤坂２丁目22番17号
清算株式会社　株式会社オーテーシー
1　決定年月日　平成28年１月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２８年（再）第１号
栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目６番地12
再生債務者　川俣商販株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区六本木１－９－10　アークヒルズ仙石山森タワー28Ｆ　ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
弁護士　阿部信一郎
平成28年１月４日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２７年（再）第１号
東京都港区高輪１丁目３番13号
再生債務者　株式会社千葉国際カントリークラブ
主文　平成27年１月９日にした監督命令を取り消す。
平成28年１月４日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２７年（再）第１号
東京都港区高輪１丁目３番13号
再生債務者　株式会社千葉国際カントリークラブ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定
平成28年１月４日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第６１号
千葉県佐倉市石川781番地51
再生債務者　太田　　太
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年１月25日まで
4　一般異議申述期間　平成28年２月８日から平成28年２月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（再イ）第７５８号
神奈川県川崎市川崎区港町13―２―108
再生債務者　佐々木　淳
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年１月25日まで
4　一般異議申述期間　平成28年２月８日から平成28年２月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第７７３号
東京都東久留米市大門町２―11―１―807
再生債務者　山下　憲悟
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年１月25日まで
4　一般異議申述期間　平成28年２月８日から平成28年２月29日まで
東京地方裁判所民事第20部